議事録

会議の名称	平成 30 年度 第 2 回登米市上水道事業運営審議会
開催日時	平成 31 年 1 月 21 日 (月) 14 時 30 分 開会 16 時 47 分 閉会
開催場所	登米庁舎 2階 201 会議室
座長(議長)	会長 山田一裕
出席者(委員)の氏名	大森敏雄、蓬田恵美子、沼倉芳雄、本間正子、亀卦川孝子、小野文子、二階堂玲子(代理 及川悦朗)、山田一裕
欠席者(委員)の氏名	切通省二、村上伸子
事務局職員職氏名	羽生水道事業所長 (水道管理課)千葉課長、及川課長補佐、伊藤課長補佐、 髙橋係長 (水道施設課)小林課長、鈴木課長補佐、佐々木課長補佐、 高橋係長
審議会日程	会 議(1) 議事録署名人の選任(2) 平成 31 年度登米市水道事業会計予算について(3) 上下水道事業の統合について(4) その他
会 議 結 果	別紙記録のとおり
会 議 経 過	別紙記録のとおり
会 議 資 料	資料1 平成31年度登米市水道事業会計予算書 資料2 平成31年度登米市水道事業会計当初予算の概要 資料3 上下水道事業の統合と事務室の位置について

別紙

時刻	発言者	議題・発言・結果
14:25	事務局	開会に先立ち、配付資料の確認をさせていただきます。
		1 次第、座席表、名簿、審議会条例
		2 資料1 平成31年度登米市水道事業会計予算書
		3 資料 2 平成 31 年度登米市水道事業会計当初予算の概要
		4 資料3 上下水道事業の統合と事務室の位置について
		以上4種類となります。配付漏れ等ございましたら事務局までお知らせください。
		ー なし ー
14:30	事務局	それでは改めまして本日はご出席いただきありがとうございます。只今から「平成 30
		年度第2回登米市上水道事業運営審議会」を開会いたします。始めに水道事業所長より、
		ごあいさつを申し上げます。
14:30	所 長	それでは改めまして、明けましておめでとうございます。よろしくお願いいたします。
		開会にあたりまして、少しお話させていただきたいと思います。昨年末テレビ、新聞でに
		ぎわいました水道法改正ですが、昨年12月6日の衆議院本会議で可決成立し、12日の公
		布となってございます。改正の要点5つございます。1つ目は国と県と水道事業者の責務
		の明確化、2つ目は広域連携の推進、3つ目は適切な資産管理の推進、4つ目は官民連携
		の推進、5つ目は指定給水装置工事事業者の指定更新制の導入ということで5つございま
		した。このうち最も議論になったのが、官民連携ということでございます。水道法が改正
		になると全ての水道事業者が民営化されるのではないかという論調、それから民営化され
		れば外国の例のように水道料金が高騰したり、それから水質に悪影響が起きるのではない
		かというような点がもろもろ報道されてきたところですが、全然そんなことはなく、完全
		民営化というのはこの法律では考えてございません。施設の所有権を我々公が持って、運
		営を全て民に任せるということで民営化という論調になったようでございます。それをカ
		タカナで言うとコンセッションということで新聞等にもにぎわしたところでございまし
		た。それでは登米市ではどうするのかという話ですが、コンセッションはうちのほうでは
		考えてございません。我々8万給水人口で受けてくれる民営の事業者もございませんし、
		また民営化しての利益も我々もまだ見出だせていないものですからコンセッションは考
		えていないところです。民営化といいますと、民間委託に関しては今我々3つしてござい
		ます。料金・給水の委託、それから浄水場の管理委託、それから配水施設の管理委託として3つもう既に進めてございます。我々これからの方針といたしましては、それらの民間
		(3つも) 就に進めてこさいます。我々これからの方面といたしましては、それらの民間 委託といいますか包括委託がまだ始まったばかりでございますので、それらを熟成させて
		要託といいますが己佰安託がまた始まったはかりくこさいますので、てれらを然成させて 進化させていこうじゃないかと考えてございます。ちょっと長くなりましたけれども、本
		日は平成31年度の登米市水道事業会計予算について、それから平成32年度から上下水道
		統合になりますので、その辺のところを説明させていただきたいと思います。どうぞよろ
		しくご審議の程お願い申し上げ私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い
		いたします。
14:34	事務局	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11.01	子4万/6	会長でいらっしゃいます山田一裕様。
14:34	会長	山田です。どうぞよろしくお願いします。
14:34	事務局	会長職務代理者の大森敏雄様。
14:34	委員	大森です。よろしくお願いします。
14:34	事務局	委員の蓬田恵美子様。
14:34	委員	蓬田です。よろしくお願いいたします。
14:34	事務局	同じく、沼倉芳雄様。
14:34	委員	沼倉です。よろしくお願いします。
14:34	事務局	同じく、本間正子様。

14:35	委員	本間です。よろしくお願いいたします。
14:35	事務局	同じく、亀卦川孝子様。
14:35	委員	亀卦川です。どうぞよろしくお願いいたします。
14:35	事務局	同じく、小野文子様。
14:35	委員	小野です。どうぞよろしくお願いします。
14:35	事務局	同じく、及川悦朗様。
14:35	委員	及川です。よろしくお願いします。
14:35	事務局	なお、本日切通省二様と村上伸子様は欠席となってございます。
		本日出席しております職員につきましては、座席表にて紹介に代えさせていただきたい
		と思います。
		それでは、山田会長からごあいさつをお願いいたします。
14:35	会長	改めまして新年明けましておめでとうございます。先ほど所長からもお話があったよう
		に水道法の改正で、水道というのはあって当たり前というもので、話題になることはなか
		ったんですけれども、今回の法改正にあたっては随分いろんなところで議論とかちょっと
		誤解もあったようなニュースもありましたけれども、私個人的には民間であろうと公的で
		あろうと、市民としての視線で常に意識しておかなければならないことはですね、ただ1
		つ情報公開なんですね。物事の意思決定にどのような判断が、誰がどのような形で下した
		のか見えているのと見えていないのとでは全然違ってくるということです。特に人の命や
		満足さを提供する水道においては、そのプロセスがきちんと見える形で確保されているの
		かどうか、これはもう公的であろうが民的であろうが常に問われることになりますので、
		単にお金の問題だけではなくて、この意思決定のプロセスがきちんと公開されているの
		か、ぜひそこに議論もでてきて欲しいなと思います。こういった審議会もそうなんですが、
		我々いろんな情報をいただいてますので、難しいところ専門的なところもあろうかと思い
		ますが、それを自分だけで理解できなくても、周りの人たちとともに情報が出ていくこと
		のありがたみ、それを活用するといいますかそれを念頭においていただいて、水道の話が
		日頃の日常会話の中にでてきて、どうやったらもっと安全でおいしいものが提供してもら
		えるんだろうか、そういう日常的な話題づくりが本来これからもっと必要になってくるの
		かと思いますので、ぜひ皆様のこの会を通して話題提供、身近なものにしていただければ
		なと思います。ということで、新年のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろし
		くお願いいたします。以上です。
14:38	事務局	どうもありがとうございました。それでは、早速議事日程のほうに入らさせていただき
		たいと思います。山田会長よろしくお願いいたします。
14:38	会長	はい。それでは審議会設置条例第5条第1項の規定により会長が議長となることとなっ
		ておりますので、これより議長を努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
		本日の会議は委員 10 名中 8 名の出席でございます。よって、過半数を満たしております
		ので審議会設置条例第5条第2項の規定により会議が成立することをご報告いたします。
		では次に、日程第1本日の会議の会議録署名人の選任を行います。
		私から指名をさせていただきます。
		亀卦川委員と及川委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
		本日の上水道事業運営審議会は、「登米市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条の
		規定に基づき、傍聴席を設けることにより公開といたします。また、第7条の規定により
		公開した会議の会議録をホームページに掲載することにより公表いたしますので、よろし
		くお願いいたします。
		次に、日程第2平成 31 年度登米市水道事業会計予算についてを議題といたします。事
		務局から説明をお願いします。
14:39	事務局	はい。
14:39	会長	よろしくお願いいたします。
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
14:39	事務局	それでは失礼ですが座ったままで説明させていただきます。まずお手元にお配りいたし

ました平成 31 年度登米市水道事業会計予算資料 1 それから平成 31 年度登米市水道事業会計当初予算の概要資料 2 でございます。こちらをご用意願います。まず始めに予算書のほうからご説明申し上げます。 3 ページをお開きください。まず第 2 条業務の予定量についてでございます。これは平成 31 年度の水道事業の活動の基本目標を示めさせていただいているものでございます。まず (1) 給水件数について前年比 200 件減の 30,200 件といたしました。続きまして、(2) 年間総配水量につきましては、前年比 94,100 ㎡減といたしまして 8,941,700 ㎡といたしました。続きまして、(3)年間総有収水量は、前年比 1,000 ㎡減の 7,779,100 ㎡といたしました。続きまして、(4) 主な建設改良事業についてでございますが、ア取水施設整備事業につきましては、前年比 4,103万円増の 6,605万9千円といたしました。イ浄水施設整備事業につきましては、前年比 6,440 万6千円減の 1億572万1千円といたしました。ウ配給水施設整備事業につきましては、前年比 9,051万3千円減の 13億979万8千円といたしております。

続きまして、第3条収益的収入及び支出のうち収入についてでございます。第8款水道事業収益のうち第1項営業収益につきましては、前年比160万円増の22億5,869万円でございます。第2項営業外収益につきましては、前年比1,514万4千円増の3億4,022万円としてございます。第3項特別利益につきましては、前年比4万6千円減の13万9千円としていたしております。水道事業収益合計といたしましては、前年比1,669万8千円増の25億9,904万9千円としてございます。続きまして、支出でございます。第9款水道事業費用のうち第1項営業費用につきましては、前年比1億4,575万6千円増の24億6,988万5千円となってございます。第2項営業外費用につきましては、前年比2,100万9千円減の1億9,996万9千円となってございます。第3項特別損失につきましては、前年比14万4千円減の68万7千円となってございます。なお第4項予備費につきましては、前年と同額となってございます。水道事業費用全体といたしましては、前年比1億2,463万3千円増の25億6,590万8千円となってございます。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてでございます。4ページをお開きください。始めに収入でございます。第10 款資本的収入のうち第1項企業債につきましては、前年比1億1千万円減の7億550万円となってございます。第2項負担金及び補償金につきましては、前年比971万3千円減となりまして7,031万8千円となってございます。続きまして、第3項補助金につきましては、前年比136万6千円減となりまして1億8,333万3千円となってございます。第4項出資金につきましては、前年比3,409万1千円増の1億840万4千円となってございます。第5項加入金につきましては、937万6千円となってございます。資本的収入といたしましては、前年比8,648万9千円減の10億7,693万1千円となってございます。続きまして支出、第11款資本的支出のうち第1項建設改良費につきましては、前年比1億1,193万4千円減の14億8,593万3千円となってございます。第2項企業債償還金につきましては、前年比26万1千円減の7億287万3千円となってございます。第3項長期貸付金につきましては、当年度初めて計上するものでございます。3億円となってございます。資本的支出合計では前年比1億8,780万5千円増の24億8,880万6千円となってございます。

続きまして、債務負担行為について第5条でございます。保呂羽浄水場再構築事業業者 選定支援業務につきましては、平成32年度に2,112万円を債務負担とするものでござい ます。また、水道料金徴収・給水装置管理業務につきましては、32年度から平成36年度 までの5年間で10億3,730万円を計上しているものでございます。この保呂羽浄水場再 構築事業につきましては、経営戦略に基づきまして現在基本設計等を行ってございます が、平成31年度から32年度にかけまして事業者選定にかかります支援業務を委託するも のでございます。また水道料金徴収・給水装置管理業務につきましては、現在包括業務と して委託してございますが、平成31年度で1期目が終了することから、2期目といたし まして平成32年度からの5年間業務を契約するにあたり債務負担を計上するものでございます。 続きまして、第6条企業債についてでございます。先ほど資本的収入でも述べましたが、事業ごとにつきましては次のとおりとなります。ア取水施設整備事業につきましては 3,830万円、イ浄水施設整備事業につきましては 6,290万円、ウ配水管整備事業につきましては 3億6,210万円、工管路緊急改善事業につきましては 2億4,220万円となってございます。

続きまして、5ページをお開きください。第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして職員給与費、前年比1,367万8千円減の2億3,790万1千円となってございます。続きまして、第8条他会計からの補助金につきましては、統合簡易水道繰入金でそれぞれ、旧東和町で737万2千円、旧石越町で2,717万6千円、横山簡易水道で2,019万4千円となってございます。また第9条たな卸資産の購入限度額につきましては、4,796万8千円で前年比446万8千円減となってございます。

続きまして、当初予算の主なものについて説明を申し上げます。26ページからでございます。26ページ、27ページをお開きください。まず始めに9収益的収入及び支出見積書でございます。収益的収入及び支出のうち、第8款水道事業収益第1項第1目給水収益でございますが、この給水収益につきましては収益の86%を占めておりますが、人口減少や節水機器の普及等から調定水量につきましては前年比1,000㎡減とし、水道料金は前年比356万円増となっておりまして22億2,944万円となっておりますが、この増となってございますのは10月からの消費税の増額分を見込んでいるものでございまして、税抜きで比較いたしますと前年比で1,200万円の減となってございます。9目その他営業収益につきましては、前年比196万円減の2,925万円となってございますが他会計負担金が200万円減となってございます。第2項営業外収益につきましては前年比1,514万4千円増となってございますが、負担金補助金及び補償金のうち移設工事にかかる補償金1,700万円ほど、それから還付消費税500万円ほど、そして退職給付引当金戻入350万円ほどそれぞれ計上されることになったことによるものでございます。続きまして、第3項特別利益の9目その他特別利益につきましては、東日本大震災に伴う浄水の放射性物質検査にかかる東京電力からの賠償金によるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。支出についてでございます。第 9款水道事業費用第1項営業費用のうち第1目原水及び浄水費につきましては、前年比 1,176万2千円増の5億543万円となってございますが、17節委託料でございますが保呂 羽浄水場再構築事業にかかる支援業務の委託料968万円、それから水道法改正に伴いまい して義務づけられた施設台帳システム構築業務に927万3千円等により1,763万6千円の 増になってございます。また 20 節修繕費でございますが浄水場建屋それから配管の修繕 等で1,068 万9千円ほど増となってございます。しかし24 節動力費、それから薬品費に つきましてはそれぞれ減となってございます。30ページ、31ページをお開きください。 2目配水費についてでございます。配水費につきましては前年比で5,730万円の増となっ てございまして、20 節修繕費で北上川日根牛地区の築堤にかかります配水管の仮設工事 それから水道2号線仮設管の撤去工事等により6,500万円ほど増となってございます。続 きまして、32ページ、33ページをお開きください。3目給水費については給水装置の維 持管理やメーター器の保全工事こういったものの減少によりまして前年比 141 万5千円 の減でございます。続きまして、下段の5目業務費につきましては手数料の増、それから 異動等によります人件費の増によりまして前年比315万5千円の増となってございます。 続きまして、34 ページ、35 ページをお開きください。6目総係費についてですが、総係 費につきましては、前年比 1,782 万 1 千円の減ということで 1 億 2,399 万 3 千円を計上し てございますが、前年度計上してございました、ここにはございませんが 7 節退職給付費 で 1,617 万 2 千円を計上してございましたがそれが減となってございます。また 19 節の 賃借料では当年度から電子入札を導入することとしたシステム使用料 106 万9千円を計 上しているものでございます。続きまして、予算書36、37ページをお開きください。8 目減価償却費につきましては前年比1億477万5千円増の11億3,173万7千円となって

ございます。これは昨年度までの大規模工事が完了したということで、それらの減価償却が始まるということで大幅な増となっているものでございます。続きまして、第2項第1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては前年比で 2,075 万7千円減となってございまして1億9,996万9千円となってございます。

続きまして、38ページ、39ページをお開きください。10資本的収入及び支出の見積書 でございます。まずは収入についてでございます。第10款資本的収入第1項企業債第1 目建設改良費等財源に充てるための企業債につきましては、先ほどお話させていただいた とおりでございます。第2項負担金及び補償金第1目工事負担金については前年比1,478 万8千円減の1,025万9千円となってございまして、これは配水管のないところからの新 設工事の申込みが減少しているということによるものでございます。2目他会計負担金は 前年比10万円減となってございまして230万円となってございますが、これは防火水槽 の給水設備の負担金で3ケ所の工事を予定しているものでございます。3目補償金は前年 比 517 万 5 千円増の 5,775 万 9 千円となってございます。これにつきましては、主に下水 道工事、宮城県北高速幹線道路工事にかかる移設補償金となってございます。続きまして、 第3項補助金1目国庫補助金につきましては前年比136万6千円減の1億8,333万3千円 となってございまして、管路緊急改善事業による管路耐震化の更新工事に対するものでご ざいます。第4項出資金1目他会計出資金は前年比3,409万1千円増の1億840万4千円 となってございまして、国庫補助事業にかかる出資、それから先ほど申し上げました東和、 石越、横山の統合簡易水道にかかる起債償還にかかるものでございます。第5項加入金に つきましては前年比で49万9千円増となってございます。

続きまして、40ページ、41ページをお開きください。支出でございます。第11款資本 的支出第1項建設改良費第1目取水施設整備費につきましては前年比 4,103 万円増の 6,605万9千円となってございまして、下り松取水塔において国土交通省の点検時に指摘 を受けました導水管上部の歩廊手すりの改修を行うものでございます。3目浄水施設整備 費につきましては前年比 6,440 万 6 千円減の 1 億 572 万 1 千円となっておりますが、主な ものといたしましては機器整備費で水質検査機器や米谷浄水場の現場盤、制御盤の更新に よるものでございます。5目配給水施設整備費は前年比9,051万3千円減の13億979万 8千円となってございます。1節工事請負費につきましては4,344万9千円減となってご ざいますが、主なものといたしましては新設配水管の布設工事の減というものでございま す。第2節機器整備費につきましては、各施設の流量計等の更新を行うことといたしまし て、前年度比3,018万円の減でございます。6目管理施設整備費といたしましては、当年 度公用車1台の購入を予定しているものでございます。7目消防施設整備費は防火水槽3 ケ所への給水設備工事を行うもので、前年度より10万円減の230万円でございます。第 2項企業債償還金は、1目建設改良費等財源に充てるための企業債、2目その他企業債を 合せて、前年比26万1千円減の7億287万3千円となってございます。第3項長期貸付 金2目他会計貸付金につきましては3億円を計上してございます。

続きまして、12 ページ、13 ページをお開きください。職員給与費の明細でございます。上段のところに今年度、前年度の比較を載せてございます。報酬につきましては、上水道事業運営審議会委員の報酬でございます。職員数につきましては、損益勘定職員が 24 名、資本勘定職員 5 名で積算してございまして、合計で給料が 1 億 944 万 1 千円となってございます。また手当につきましては 9, 147 万 3 千円、法定福利費につきましては 3, 686 万 5 千円を計上してございます。それぞれ前年に比較いたしまして給料で 19 万 1 千円、手当で 1, 411 万 8 千円の減、そして法定福利費で 63 万 1 千円の増となってございます。

続きまして、損益計算書、それから貸借対照表についてでございますが、それぞれ推移表のほうで説明させていただきますので、42 ページ、43 ページをお開きください。まず42 ページ、損益計算書の推移でございます。1 行目営業収益につきましては前年比1,396万円の減となってございまして、4 行目営業費用で前年比1 億3,105 万3 千円の増となってございまして、12 行目の営業利益で前年比1 億4,501 万3 千円の減となりまして、3

億 571 万 2 千円の損失となってございます。これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常利益は、1 億 9,835 万 9 千円の損失となってございまして、特別利益と特別損失を加味した当年度純利益につきましては前年比 1 億 1,645 万 2 千円減の 1 億 9,886 万 3 千円の損失という形で計上してございます。これに前年度繰越利益剰余金 5,051 万 8 千円を合せまして、年度末の累積欠損金につきましては 1 億 4,834 万 5 千円を計上する予定としているものございます。

続きまして、43 ページ貸借対照表の推移でございます。 1 行目の固定資産につきましては、前年比 1 億 135 万 5 千円の増となってございまして 273 億 3, 145 万 9 千円となってございます。また 12 行目の流動資産は前年比 3 億 9, 519 万 4 千円減となってございまして、22 億 4, 768 万 6 千円となることになります。17 行目の資産合計は、前年比 2 億 9, 383 万 9 千円減の 295 億 7, 914 万 5 千円となってございます。18 行目固定負債、21 行目流動負債、25 行目繰延収益を合せました 34 行目の負債合計では、前年比 3 億 3, 171 万 7 千円減の 189 億 1, 256 万 5 千円、そして 35 行目の資本金は 7, 243 万 4 千円増の 107 億 9, 202 万 5 千円となってございまして、43 行目の利益剰余金につきましては前年に比べまして 3, 455 万 6 千円減として計上してございます。

続きまして、11 ページをお開きください。キャッシュ・フローの計算書でございます。 1 業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、本来の営業活動によるもので、前年比で 80 万 5 千円減の 7 億 4, 611 万円となっております。また 2 投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、将来に向けた整備のための投資活動によるもので大規模事業が終了いたしましたが、長期貸付金による支出のため 9, 096 万 1 千円減の 13 億 401 万 4 千円のマイナスとなってございます。また 3 財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資金調達による資金の増減によるものでございますが、これも事業費が減少した事から 1 億 805 万 8 千円減の 5, 574 万 3 千円となってございます。これによりまして期末残高につきましては 19 億 7, 399 万 5 千円となりまして前年度よりも 3 億 4, 600 万円ほど減少ということになってございます。なお予算書 19 ページには予定損益計算書、そして 22, 23 ページには予定貸借対照表をお示ししてございます。後ほどお目通しをお願いしいたします。

続きまして、資料2の概要でございます。表紙をめくっていただいて3ページ目をお開きください。31 年度の水道事業の主要事業並びに予算(案)についてということでございます。1として概要につきましては、平成31年度の目標について述べさせていただいておりますのでお目通しをお願いいたします。それから7ページをお開きください。7ページの4主な建設改良工事ということで、平成31年度に予定しております6つの事業を記載してございます。続きまして、9ページをお開きください。9ページには資本的支出財源内訳ということで、それぞれの事業の財源を記載させていただいております。なお10ページ以降につきましては、主な建設改良工事の内訳ということで掲載させていただいております。一番後ろにはその建設改良事業の箇所図両面カラーで記載させていただいておりますのでお目通しをお願いします。私からの説明は以上となります。

		ておりますのでお目通しをお願いします。私からの説明は以上となります。
15:12	会長	はい。ありがとうございます。何か追加がありますか。
15:12	事務局	はい。訂正させていただきます。3ページの支出で第9款水道事業費用のところを前年
		度の数字を申し上げたようなので訂正させていただきます。26 億 9,054 万 1 千円となり
		ます。失礼いたしました。
15:13	会長	資料1の3ページの支出の読み上げが間違ったということですね。
15:13	事務局	はい。この(予算書)とおりでございます。
15:13	会長	はい。それでは只今、事務局より説明がありましたけれども、質疑、意見、資料等の確
		認がございましたら、挙手の上ご発言お願いいたします。いかがでしょう。
15:13	委員	はい。すみません。ちょっと増減の理由をお聞きしたいのですが。例えば資料1の3ペ
		ージ取水施設整備事業、これは増となってますよね、昨年より。あと浄水施設も減だった
		り、あと第3条の第9款の営業費用、増になった理由、減になった理由、あと次の4ペー

-		
		ジ第10款資本的収入が減になった理由、あと長期貸付金、第11款の第3項長期貸付金。
		先ほどの話では新規だということで、どこに貸付するのか、あと5ページの
15:14	会長	はい。一旦ちょっと切りましょう。今までのところでご回答をお願いします。
15:14	事務局	はい。では私から。
15:14	会長	ではお願いします。
15:14	事務局	第1点目でございますね。3ページ目第2条の(4)ア取水施設整備事業、ここで昨年
		度より増となっているところの理由でございますが、北上川の河川管理事務所、国の国交
		省の管理を受けておりまして、その中で毎年度施設の整備、状況の確認をされるわけです
		が、取水塔がだいぶ古い設備でございまして、手すりの高さが現在は800なのですが、本
		x 1,100、 $\mathrm{1}\mathrm{m}$ 10cm なくてはならないのですが、高さが不足しているということで、それ
		の改修並びに歩廊、歩く面ですがだいぶ古くなって、サビ等浮いているということで新た
		にその辺を修理してくれというような河川の管理者から指示がありまして、その旨の工事
		をする必要が発生いたしました。そのための増でございます。2番目のイ浄水施設整備事
		業の減になっている理由とのことですが、29年30年と2か年にわたりまして、保呂羽浄
		水場データロガの修理並びにテロ対策等のために、各浄水場、配水池にテレビカメラ等の
		設置を、監視カメラの設置をこれまで進めてまいりました。これが概ね大きなところが済
		んできておりますので減となっている状況でございます。以上でございます。
15:16	会長	はい。ありがとうございます。続けて、長期貸付金については。
15:16	事務局	はい。4ページの11款の第3項長期貸付金でございますが、3億円計上させていただ
		いております。これにつきましては貸付先ですが登米市の病院事業でございます。他会計
		貸付金ということで長期貸付金を計上してございます。病院事業で一時的に資金不足がある。
		るということで、水道事業で融通できないかということで打診がありましてその3億円を
		計上しているものでございます。これにつきましては、31 年度末で計上するということ
		に、ただ具体的な、何年間でどのように償還していくかとか詳しいところはこれから煮詰
		めていくところでございます。それから利息等もですね。ですので今回は長期貸付金の3
15:18	委員	億円のみを計上しているというところです。 これは、県の指導も受けていますよね。水道事業所から病院のほうに貸しますよね。そ
10.10	安貝	の分については、水道事業所の会計から病院事業のほうに貸付してもいいという県の、市
		町村課かどこかは分かりませんが、そういう指導は、貸付してもいい内諾は県なり、国の
		ほうから受けているのですか。
15:18	会長	はいどうぞ。
15:18	事務局	県のほうで指導というか承認は受けております。
15:18	委員	それは口頭ではなくて、文書で受けているんですよね。
15:19	事務局	文章といいますか、病院のほうで資金調達が難しくなっている面があるので、逆に県の
		ほうから水道のほうから借入したらどうですかというような話があって、うちのほうで融
		通することに。
15:19	委員	貸付するのは、それは同じ市の会計ですから問題はないと思いますが、今例えば、厚生
		労働省で極端な話、統計なんかで国と東京都のほうで何もしないで文書も取扱いしない
		で、はい貸します借ります、万が一回収不能になった場合今度は誰の責任になるのかとい
		うことになるんですよ。水道は返してもらいたい。病院のほうではお金ないですよと。こ
		の3億円分は宙ぶらりんになるんですよね。だからそういう文書さえあれば一番問題ない
		んじゃないかなと思うんです。
15:20	会長	はい。お願いします。
15:20	事務局	当然焦げ付きは困りますので、その辺につきましては市のほうで、一般会計と病院会計、
		それからうちのほうで取り交わし協定します。
15:20	委員	するわけですね。
15:20	事務局	当然それはさせていただきます。
15:21	委員	しないでただ所長さんの方と病院の管理者で、貸します借りますでは。

15:21	事務局	そういうことはないです。契約で、協定させていただいて「いつ」「分割で」「何年で償
19 -11	1.1557.5	環」「利息はこれくらいで」そういったことは取り決めしますのでその辺は大丈夫です。
15:21	会長	ちなみに、そういう貸し借りは、一般的によくあることなんですか。
15:21	事務局	はい。勘定科目に長期貸付金、他会計への貸付があるので法的には。よく病院が一般会
		計から借りるというのはよくあります。ただ一般会計を除いて特別会計同士でというのは
		あまり聞かない話ですけれど、今回は一般会計もその中に入る、保証するみたいな形で入
		りますのでその点については大丈夫かなと思います。
15:21	会長	ありがとうございました。
	委員	すみません。今、登米市の病院会計という話がでたのですけれども、その病院というの
		はほとんどが赤字経営なんでしょうか。聞けば聞くほど、果たして貸付け長期貸付して
		もいいとは思います。登米市内の決算のことですからいいと思うんですけれど、その回収
		というのは本当にできるのかなと私は不安に思ったんです。
15:22	事務局	先ほど申しましたとおり、特別会計同士だとそういった疑念というようなものが出てき
		ますので、その裏、保証という形で滞ったときには一般会計のほうで補償してもらいます
		よというものを一筆いただこうかなと。でないと共倒れになってしまいますので、その辺
		は吟味して各担当と相談してやっていきたいと思います。
15:23	委員	ちなみに金利ってどのくらいで考えているの。
15:23	事務局	考えているのは、起債の金利を目安に。結局、うちでもっている資金というのは起債の
		分で借りている分なので、その辺は最低限いただかないと、というふうに思っております。
15:23	委員	さっき県がどうのこうのと話になっているけれども、基本的には県はそんなに関係ない
		はずで、指導という形でしょ、あくまで。県が中に立ってどうのこうのという感覚はない
		はずだよ。あくまで指導ということで、水道から借りたらよろしいんじゃないですか、み
		たいな形だと思うんですよね。
15:24	事務局	県の安定化資金というものを、病院のほうで借り入れられないというので、県から、じ
		ゃあ水道にあるんじゃないですかというような話をされたと聞いています。
15:24	委員	ただいずれも事業体だから、金利はとってもいいんじゃないかな。
15:24	事務局	そうですね。でないとうちの方でも持ち出しになるので。
15:25	会長	こういった長期貸付金によって貸し借りがあるんだということが、その結果病院の経営
		が順調に進んで回収されるというのであればもちろん当然それは見込んでいるのでしょ
		うけれども。市民の側からすると、身近な人から手軽に借りておいて散々な経営になって
		しまうと本末転倒になってしまう感じがしますので、病院事業は、病院経営においては市
		民の目がこういう形でも注がれているということをしっかりと見定めて、しっかりとした
		経営を目指すようなアドバイスを水道事業のほうからもしてほしいなと思います。
15:25	委員	つまり、他で貸さないのに水道で貸すというのはどういうことなんだということなん
		だ。基本的には。他で手当てができないのに、水道事業だから借りられるんだという考え。
. =	A E	たこが自分の足を食ってるのと同じなんだ。
15:26	会長	はい。ありがとうございます。
15:26	事務局	重々心に留めおきまして、対応してまいりたいと思います。
15:26	会長	そうですね。
15:26	委員	きちっと保全措置を取れるかというと、民間のように取るかというと、そういうわけに はいかないんでしょ。
15:26	会長	決して所長を責めているわけではありませんので。見通しを持ってちゃんと貸し出せる
13.20	云区	んだというような、単に借して欲しいから貸すではなくて、病院経営の見通しがちゃんと
		立っているかどうか、我々のほうからちゃんとチェックができるのか、そこはすごく大事
		なところだと思うんですよね。
15:27	委員	基本的に民間で3億借りるってことは、並大抵の書類とか、その辺のものはいっぱいあ
10.21	4 A	ると思うんですよ。景気のいい会社ならすぐ貸してもらえるんだけれど、景気の悪いとこ
		ろにはなかなか貸してもらえない。それでイライラすることも沢山あるのに、それに対し
		2. 1. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3.

-		
		て水道事業はそういうことも無しに、はいと。いいですよということになっちゃうと、透
		明性というか全然見えないんじゃないかという話になっちゃうんじゃないですかね。
15:27	会長	はい。どうぞお願いします。
15:27	事務局	先ほども申しましたように、利息についても何回も申しますけれども、我々が持ってい
		る現金・預金というのは、毎年借りている起債がほとんどですから、源泉が起債だという
		ことをお話しまして、病院経営まで私の方からはあれなんですけれど、ちゃんと返してい
		ただくようなことで話はしていきたいと思っております。また改めて市長部局、一般会計
		のほうに保証してくれよというような内容の協定書も作っていきたいと思います。
15:28	会長	はい。よろしくお願いいたします。それでは他いかがでしょうか。
15:28	委員	はい。
15:28	会長	お願いします。あと何点ぐらいありますか。
15:28	委員	大きなところで、5ページの職員給与費、30 年度より減額になっているその理由を教
		えていただきたい。例えば、職員が少なくなったとか。あと 11 ページの期末残高、前年
		度より減になっている。その理由。
15:29	会長	なぜ残高が減ったのかということですね。ではその2点について回答お願いします。ま
		ずは給与費のほうから。
15:29	事務局	はい。それでは職員給与費についてでございますけれど、減となってございます。これ
		につきましては、1,367万8千円の減ということですが、12ページ、13ページのところ
		で上段の右端が合計となっておりまして、比較のところでマイナスの1,367万円ほどとな
		っています。その3列手前に手当というところがございまして、手当で合計1,400万円ほ
		ど減となってございます。この手当には退職給付引当金も含まれておりまして、年度末に
		全員が退職したと仮定したときに支払わなければならないお金を積み立てておけ、引当て
		おけという会計上の決まりがございます。昨年度はそういった意味で積み増ししなければ
		ならないものがございました。しかし平成 31 年度は、年度末で退職する退職金の総額を 計算したところ、すでにその引当てている金額で充足しているということで、今年度は積
		→増しする必要がないということで、ほぼその分がマイナスというイメージで、その他の 給与や手当はほとんど昨年度とそんなには変わってはございません。その分についてマイ
		サスだという形で考えていただければいいのかなと思ってございます。
15:32	会長	はい。ありがとうございます。もう一つは。
15:32	事務局	キャッシュ・フローのところですね。これは、今話題となりました長期貸付金、11ペー
10.02	Ŧ 9,37F3	ジ2の投資活動によるキャッシュ・フローの2行目、長期貸付による支出で3億円の減と
		あります。昨年度末よりも減少しているのはこれが理由です。
15:32	会長	よろしいですか。
15:32	委員	はい。別な質問よろしいですか。
15:32	会長	はい。いいですが。
15:32	委員	19 ページの当年度末未処分利益剰余金、30 年度より増になったという意味は、先ほど
		の3億円足したという意味で捉えていいんんですか。30年度より2,900万円ほど増にな
		っているんですけれど。
15:33	会長	どこをさしていますか。
15:33	委員	19 ページの 9 当年度未処分利益剰余金、去年は 3,000 万円ほどマイナス、欠損になっ
		ているんですけれど、今年増えた理由は。
15:34	事務局	42 ページをご覧になっていただければいいのかなと思いますが、30 年度の 27 列で前年
		度繰越剰余金がマイナス 3,137 万円で当年度が 5,000 万円になっているということです
		か。
15:34	会長	そうですね。
15:34	事務局	これは、30年度の見込みの赤字が3,100万円あったと、数字的にいいますと27の前年
		度繰越利益剰余金に当年度の未処分利益剰余金がたされ すみません、もう一度質問の内
		容を確認させていただきたいのですが、19ページの9番当年度未処分利益剰余金が5,000

		で田がしいことして、04 た床が益たま りさながし
		万円だということで、31年度が前年度からなぜと。
15:35	委員	増えたかということなんですよね。前年度では3,137万円マイナスで今年は5,000万円。
		増えているんですよね。
15:39	事務局	よろしいでしょうか。42ページの当年度未処分利益剰余金ですが、30年度当初の見込
		みでございまして、この2月の段階ではですね赤字になる見込みだったのですが、26 列
		当年度純利益がマイナス 8,241 万 1 千円だったのですが、29 年度の決算、30 年決算のと
		きに黒字になりまして当初の数字が予算のときと決算のときでだいぶ違っておりまして、
		何が原因かと一言で申しますと、29 年度赤字だった予定が黒字に変わったので、その分
		で補てんできているというような形になります。
15:40	会長	29 年度が赤字だったので、30 年度も同じように赤字ですすむと見込んでいたら、そう
		ではなくて黒字になったのでその差で大きくなってしまったということですね。
15:40	事務局	29 年度が思いのほか黒字になりましたので、その分で補てんできているという形です。
15:41	会長	よろしいですか。はい。
15:41	委員	私からもよろしいでしょうか。給与についてだったんですけれど、12 ページ、13 ペー
		ジだったんですけれど、人の給料は気になるもので、分析させていただきました。まず、
		人数のほうなんですけれども、ここに特別職が10名、一般職が2の27で29名。資料2
		のほうで見てみますと、5ページのほうには職員数というのは 29 名と載っています。職
		員給与費というのは2億3千万、約2億4千万なんですけれども、これは特別職をたした
		37名で計算してよろしいんでしょうか。仮に37名で計算したときどういうふうになるか
		というと、1人あたま 640 万円ほどの年収で、月々53 万 5 千円ほどこれ平均なんですけ
		れどもそういう月給になってしまう。これは皆さん公務員ですから私どもでなんとも致し
		方ないんですけれど、人件費としては高いほうかなと思うんですね。さらにこの特別職も
		含まない2億3千万円の27名、29名ですかそれで割ってしまうとさらにこの値はかなり
		上がるという形になってしまいます。そうするとこれを見たときに私は民営化というのも
		ありかなと一瞬思ってしまいますけど、そういう民営化の話ではないんですね。まずここ
15.40	∧ ⊨	のところ、私が聞きたいのは、まず、ここの人数は総数37名でよろしいんでしょうか。
15:43	会長	はい。お願いします。
15:43	事務局	はい。資料2の5ページお開きください。イの職員給与費2億3,790万1千円というこ
		とで、これは予算書の 12,13 ページの合計欄と合うんですけれども、その次の下の表のと
		ころなんですが項目のところに特別職と一般職というものがございます。この特別職の
		10 名につきましては、この備考にも記載させていただいておりますが上水道事業運営審
		議会の方々の報酬分これのみがここの特別職といわれるところです。
15:45	委員	ということは基本的に 29 名で計算したほうがいいということですね。
15:45	事務局	はい。その下の一般職と書かれているのが我々職員分ということで、人数もそこに 29
		名、職員数も損益勘定 24、資本勘定 5 でそれを合計したのがその下の小計というところ
		に記載させていただいておりますが、その金額が我々職員の給与費ということになってご
		ざいます。
15:45	事務局	一つ追加させていただきますと、あくまで人件費というのは個人にお支払する分だけで
		はなく、事業所の共済への負担金、退職手当組合負担金も全部含まれたものとなっており
		ます。
15:46	委員	そうですね。この金額がどうかというと、例えば一部上場だったらもうちょっと上にな
		ってしまうんですが、その辺だとなんとも言いがたいかなあと思ってはいたんですけれど
		も、ここでは外部の明電舎さんとか使ってますよね。そこを含めるとかなりの人件費にな
		るのかなと。そちらは外注費か何かで支払っているんですか。
15:46	会長	はい。お願いします。
15:46	事務局	委託費としてお支払しています。 おっしゃるとおり職員の人件費分を委託費でというよ
		うな側面もないわけではない。それを全部所有するのが、所有権だけうちのほうで所有し
		まして運営をほとんど民間のほうに任せるというのが、今度のコンセッションと呼ばれる
i		

		水道法改正に伴って話題になったものでございまして、その辺のところは考え方次第なん
		だろうなというふうに思います。確かに今進めている宮城県の上工下のコンセッションは
		現在進行形でやっていますけれども、話はずれるかもしれませんが宮城県でやっています
		事業は水道の卸、用水供給で、水道を各事業体へ卸している、末端給水まではしない状況
		の水道、用水供給事業で、それを今度民営化しようというような流れなんです。末端給水、
		例えばメーターをつけて、測って、料金を調定して、徴収するようなそういう末端の給水
		事業までは宮城県は考えていなくて、やっていないので、おそらくその卸業を民間委託す
		│ │ るというような流れなので、たぶんいくらかの利益は出るのかなと。何十年で 25~6 年で │
		 何百億くらいかと思いますが。それを我々の8万の規模で、末端の給水までやるとなると
		果たして益がどれだけでるのか、さらに老朽化した水道管や施設も更新しながら、また災
		害時にちゃんと応援したり応援されたり、そういうことができるかどうか、というのが民
		営化の難しいところだと思います。なので、この給与費で民営化がすぐいくのか、確かに
		それでできるというのであればいいのですが、どうかなというふうには考えます。この辺
		の水準でいきますと、やはり公務員というのは、給与的には高いのかなとは思いますが。
15:50	委員	基本的に水道の収入と支出を見ただけで、マイナスかなと思ってます。そこの部分でこ
10.00	安貝	
		の事業を受け取る、そのものはまず難しいだろうというふうには思ってます。この 14 億
		というのはそうですよね。いつもどこからか捻出してくるということですよね。さらに病
		院に3億円貸さなくちゃならないし。ただ、一般的に見てると私は給与高いなと正直思っ
		ているところでした。ただ、この事業そのものというのは、民営化というのはなかなか難
		しいんだろうな、これだけ採算をとるにはとちょっと思っていました。ただその人数のと
		ころだけをとりあえず聞かせてもらいました。
15:51	事務局	その、人数 29 名ですけれども合併当時、企業団が登米市になって登米市水道事業所に
		│ なったときには 50 名はいたと思うんですけれど、そこから 20 名減らして 29 名でやって │ │
		いるというところは、委託のほうに出して、人数を減らしてきている感じです。全体で見
		てどちらがいいのかというのは、これから委託費をどんどん膨らましていいのか、その辺
		のところは考えていかなければならないし、人数的には 20 名ほど減らしているのでその
		ところはお考えいただければと思います。
15:52	委員	一つだけ、働き方改革ですばらしいと思ったのは残業手当というのは少ないですよね。
		10 時間程度。勤勉手当のところにざっとこれが入っているのかなというふうには見えま
		すね。公務員さんの特殊な技みたいで、なるほどこういうやり方もあるのかと、私は勉強
		になったのですが。それで実際の残業を減らした形に見えるかなというふうには感じてし
		まいました。
15:53	事務局	私もその話のところはよく分からないのですが。
15:53	委員	総額が高いんですよね。勤勉手当も 1,800 万円ほどありますよね。普通でいうとこれが
		残業分にすると4万円くらいついてるかなと。単純に 37 で割ったときですが。普通の残
		業代が1万ちょっとで、勤勉手当が4万ついてたら本当は実質残業代というのはこっちじ
		やないのというふうに見えてしまいますけれども、さすがに公務員そこまで越えちゃいけ
		ないのかな、うまいことしてるなと私は考えてしまったのですが。
15:53	事務局	その辺はちょっとよく理解できないのですが、勤勉手当は勤勉手当で、残業、時間外は
		│ │ 時間外で純粋に定時間外に勤務した分をいただくという形なので、残業ををいっぱいした │
		からといって勤勉手当がどうというようなことは特にはないです。
15:54	委員	確かに、普通はそうじゃないといけないのかなと思いますが。
15:54	委員	一般企業では、残業代は残業代なんですよね。他の手当はつかないんですよ。実際は。
	~ ~ ~	評価というので、ちょっとだけ違うのかなというくらいで。やっぱり特殊なんですよね。
	会長	動勉手当ってなんなのってところなんですけど。
15:54	委員	
15:54	会長	いろいろな手当がね、ありますけれど。
	事務局	
15:55	尹伤问	ボーナスという中で、期末手当、勤勉手当で年2回いただいていますけど。

15:55	会長	その話題はもういいですね。
15:55	委員	そうですね。
15:55	会長	他の追加のご質問ありますか。時間もそろそろなくなってきましたので、手際よくやり
		たいなと思いますけれど。
15:55	委員	ちょっと確認したいんですけれど。資料2の3ページ、5番目の有収水量、同規模市町
		村と比べて同じくらいなのか、全国的にどうなんだか教えてもらいたいんですけど。
15:56	会長	有収水量より、有収率でお答えいただいたほうが分かりやすいんじゃないですか。
15:56	委員	ごめんなさい。率です。
15:57	事務局	有収率は、この表の6列で示してございます。29年度から85.8、86.1、87ということ
		で上げて予算値で、31 年度は87%を目標値にするということでございます。平成30年度
		で 86.1%を目標にしまして、現在のところ順調にその値を達成できることになると考え
		おります。お尋ねのところであります、同規模団体の数値でございますが、平成 28 年度
		の数値で申し訳ありませんが85.14%ということで、ほぼほぼ同規模団体なみになってき
		ていると。最終的には90を目標にはしてますので。
15:57	委員	全国的には90%ですか。
15:57	事務局	いいえ。全国的には85.14%です。
15:57	会長	まあまあ悪くない。平均よりかは、今のところ達しているという。よろしいですか。
15:57 15:58	委員 会長	はい。 他はどうでしょう。では、私から1点だけ。確認がてらですけれども、設備等の更新に
19.90	云文	でいて、いろいろと予定があって予算が立てられているのは結構なんですけれど、資料 2
		のほうですか8ページ以降、かかわる予算立ての財源内訳が書いてありますが、個別にい
		ろいろと項目を立ててお示しいただくのも大事なんですけれども、その更新がどの程度計
		画的に進んでいるのかどうかという何か確認できるような資料というか、今後示していた
		だいてもいいのかなと思います。例えば平成31年度にメーターの更新をやると、またそ
		れが何年後に必要になってくるのかとか、どういうローテーションでどの設備がどのよう
		に更新されていくのか、計画とは別に全体像が見えるような資料もあるといいなというふ
		うに考えましたので発言させていただきました。その辺は、そのような資料か何か揃えて
		らっしゃるんですよね。
16:02	事務局	はい。経営戦略でお示ししたとおり、管路については常に動いているものなので目標と
		すれば、将来的にも老朽化率が0になることはありえないので、その辺のところを耐震化
		しつつ 30%以内で抑えながら更新していこうということで考えておりますので、配水管
		については、水道管については毎年6億7千万ほど投資していけばその30%をキープし
		て、将来的にキープしていけるだろうということで試算はしております。あと施設等につ
		きましては、いま保呂羽の更新はやっておりますので、その他の浄水場等につきましては、
		統廃合の関係もございますので明確なこの年度に更新してというような計画については
		まだ実際持っていないところです。それは計画でいいますと、保呂羽が10年かかります
		のでその中で順次計画を作ってやっていこうということで思っておりますので、その辺に
		ついては計画でき次第お示ししたいと思います。メーターの更新とかも常に計量法に基づ
		きまして、どんどん替えていくものでございますので、進捗はどうかというものではない
		ということで、あとは大きな施設、米谷浄水場、石越とかをどうするのかはこれから計画
16:04	会長	させていただきますので、順次お示しさせていただければなと思います。 分かりました。これだけ見ると何がどこまで進んで、いつまでかかるのか分からないと
10.04	云区	感じてしまいましたので。
16:04	事務局	もっと、できるだけそういったものを交えながら資料を作らさせていただこうと思いま
		す。
16:04	会長	ありがとうございました。
16:05	委員	私もね、この資料送られてきたときに、経年劣化ですべて処理されているので、何年で
		とかいうのはないのかなと。また、一式で処理しているのでおかしいんじゃないかな。も

		う少し細く、今言われているみたいに。合併とかの引継ぎの部分もあって分からないとい われるとあれだけど。
16:06	事務局	今の施設、管路を更新する目安としているのは、基本的に、もうすぐ壊れそうだとか、
		電機系統のようにメンテナンスが終了するよというようなものは明らかに更新しなくち
		やいけないというところがございます。しかし機器につきましては、国交省、厚生省等で
		決めました補助基準によります耐用年数という基準が決められています。物によりまして
		は50年とか電気製品、機器ですと15年、7年いろいろございます。いま目処にしている
		のは導入時点から耐用年数までは、まず間違いなく使いましょうと。耐用年数の年に更新
		できる部分を部品の交換をしましょうと。そうすることによって例えば7年のものが 15
		年もつというような計画にしております。二順目、例えば 15 年目にもまだ使えるだろう
		という話がありましても交換していない部分も多くございますので、もう老朽化したとい
		うことで新たな機械に更新しましょうかというような計画で順次立てさせてもらってい
		ます。今年度完成しました下り松ポンプ場のポンプとか機器の部分でも管理していく上で
		ます。一年及元成しました下り松ホンノ場のホンノとか機器の部分でも管理していて上で 予算をどれくらい持っていなくちゃいけないかということで、今私が説明したとおり1回
		目は耐用年数まで我慢して、そこの部分で交換できるものは交換して運営しましょうとい
		うことで長期的な管理をする費用で計画を立てさせてもらっています。所長が申しました
		とおり、古い施設に関しましては現状を見てから更新させてもらっているようなところです。
16:08	会長	はい。ありがとうございます。もしご質問がございましたら。よろしいですか。
16:08	委員	はい。
16:09	会長	それでは質疑を終わらさせていただきます。ありがとうございました。それでは引き続
		き日程第3の上下水道事業の統合についてを議題といたします。事務局から説明をお願い
		します。
16:09	事務局	はい。資料3をご準備ください。お手数ですが、ページをふるのを忘れてしまいました
		のでふっていただければと、5ページまでふっていただけますと。それでは、上下水道事
		業の統合と事務室の位置についてということでご説明させていただきたいと思います。前
		の審議会で下水道事業に公営企業法を適用すること、それから上下水道事業を統合するこ
		との2点については前の審議会で説明させていただきました。 今回は統合後の組織の名称
		と事務所をどこに構えるかについて決定されましたので、ご報告させていただきます。1
		ページの1番と2番ですね。前にお話していましたが、ざっとおさらいさせていただきま
		す。1下水道事業の地方公営企業法適用の概要でございます。(1)地方公営企業法適用
		の背景でございます。4行目に下水道事業の財政状況は厳しさを増すことが予想されるた
		め、運営基盤の強化に向け経営成績や財務帳票をより明確化し、持続可能な下水道事業の
		経営を目指す必要があります。現在の官庁会計の方式では経営や資産等の正確な把握が困
		難であることから、地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行することが必要になっ
		てくるということで記載されております。官庁会計のままでは現在の下水道事業の損益は
		どうなっているのか、利益はちゃんとでているのか、それとも赤字なのか、そして資産は
		何がどれくらいあって現在の価値はどれくらい、老朽化の度合いはどのくらいなのかを知
		らないと、将来の更新費用はどれくらいかかるかということも分かりませんし、また長期
		計画についても立てることが難しいということが考えられます。そこで官庁会計のままで
		は困難ですので、企業会計へ移行するというような中身になってございます。しかし当然
		ですけれども、公営企業法を適用すれば万事うまくいくということではございません。あ
		くまでもこれは始まりに過ぎないということでご理解いただければいいのかなと思いま
		す。それから●でございます。国からの要請の概要でございます。これは国からの要請で
		すが、①といたしまして、平成27年度から平成31年度までを集中取組期間として、平成
		32 年度には適用しなさいというような内容がきております。それからこれは下水道事業
		と簡易水道事業2つの事業においてこういう取組をしなさいということできております。
		②の下水道事業等を重点事業と位置付けまして、人口3万人以上の市町村については必ず
<u> </u>		19

32 年度には移行しなさいよということでお達しがきているところでございます。次のペ ージをお開きください。(2)といたしまして、県内自治体の法適用の状況についてはど うなのかということで申しますと、●のところでございます。法適用済みが4市町村、具 体的に申しますと仙台市、白石市、名取市、岩沼市の4団体でございます。取組中が 13 市町村、当然全て32年度に移行を予定しております。計17団体が取組中ということで、 ちなみに法適用とあわせて、上水道事業と下水道事業を統合しようとしている県内の自治 体について申しますと、登米市とそれから角田市、多賀城市、大崎市が現在統合の取組を しているところでございます。(3)といたしまして、公営企業会計への移行効果でござ います。先ほども申しましたように①経営成績及び財務状態が明確になります。それから ②将来の経営計画が適切に策定することができます。それから③といたしまして職員の経 営意識が向上します。毎年経営成績やそれから財務状態が明確になりますので、職員の経 営意識が向上するということでございます。④経営責任の明確化が図られますということ で、2行目に書いてありますけれども、地方公営企業が経営努力すべき部分が明確になる ということから、経営責任の明確化につながるということでございます。3ページでござ います。(4)本市下水道事業における法適用の考え方でございますが、①といたしまし て法適用の範囲と管理者につきましては、全部適用、地方公営企業の法的には全部適用と 財政、会計のみを適用するというのがありますが、今回は全部、会計から労務関係から全 部適用するというような水道と全く同じように全部適用するということでございます。そ れから②法適用する事業と会計でございますが、現在ございます公共下水道事業この中に は特定環境保全公共下水道事業を含みますが、公共下水道事業と、農業集落排水事業とそ れから浄化槽整備推進事業を1つの会計で行うということでございます。③法適用の時期 でございますが、平成32年4月1日から適用するということで(5)には適用までの主 なスケジュールを記載してございます。それから4ページ目です。2水道事業と下水道事 業の組織統合についてということで、組織統合の効果といたしまして(1)から(3)ま で記載してございます。市民サービスの向上それから経費が削減できると、例えば経費削 減についていいますと、両事業の業務を行なう職員給与費や、共有して使用する施設、そ れから電算機器、ソフトを共用できるということや、契約事務それから入札契約事務そう いうのを1つの部署で行えるということで経費削減につながるということでございます。 それから(3)として効率性・技能向上。4つの項目をあげさせていただいております。 それから5ページ、組織名称につきましては、いろいろ上下水道局とかいろいろ出たので すが、もっとも一般的であります上下水道部という名称でいこうということで決定してご ざいます。●の表にもございますとおり名称的には上下水道部という団体が多ございます ので、これにならって当市でも上下水道部で進めていくことになってございます。それか ら最後に(5)の組織統合の事務室の位置についてということで、中田庁舎にしたらいい のか登米庁舎にしたらいいのかということでだいぶ議論されましたけれども、最終的には やはり登米庁舎に上下水道部を置こうということで決定してございます。やはり現在でも 中田庁舎につきましては、だいぶ手狭なオフィスでございまして、その中に我々が行くと なるとさらに密集しますし、一番の問題点は会議室が限られていて、現在でもいっぱいい っぱい使っていますから、それにうちのほうがいくと会議室もほとんど使えなくなるよう な状態だということで申しました。それでは会議スペースも作ったらどのくらいかかるか ということでいろいろ吟味して、●ですね、移転等経費の比較をしましたところ中田庁舎 へ移転するにはこれほどかかると。登米庁舎の場合ですと、ほとんど移転経費も運搬費も、 それで済むということで、最終的にはこの登米庁舎で上下水道部を運営していくというふ うなことで決定してございます。ここですと1階の今あるスペースに、下水のほうもうま く配置して、あとは書棚とかも2階の倉庫に移動してスペースを確保すれば、なんとか1 階のほうで収まるかなというふうに。先ほども申しましたように一番問題になるのは、3 つの委託、包括委託していますから、浄水場については毎日打ち合わせとかやっています し、毎週料金・給水については毎週打ち合わせすると、それから全体で毎月打ち合わせす

		るという打ち合わせスペースがどうしても中田庁舎では確保できないということでうち
		のほうで主張しまして、このようになりました。ということで 32 年の4月からは登米庁
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
10.00	ΛE	舎で事務をすることになりました。私からは以上になります。
16:22	会長	はい。ありがとうございます。それでは時間も限られておりますけれど、何かご質問と
	^ E	かご意見ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。
16:23	会長	では一点だけ。企業会計に移行するということで、健全な経営のために、料金をどのよ
		うな体系でどのように徴収するかと、また議論がでてくるかと思いますけれど、下水道の
		事業としては今のところ健全性というのはどの程度保たれているというか。水道は水道と
		していろいろ更新をしていかなければならないし、値上げの話も今後また出てくるかもし
		れない。そこに同じ部の中で下水道という部分がまたいろいろ負担を求めるようなことが
		出てくると、計画的に市民に説明していかないと、また値上げだまたどうだという風当た
		りが強くなってくると思うんですよね。その辺を含めて今後の計画を立てていただきたい
		なということですけれども。
16:24	委員	農業集落排水事業というのがあるんですけれど、こちらにお聞きするのはいいのかどう
		か分からないんですけれど、それは一体何を意味しているのでしょうか。改良区のやって
		いる事業とは全く違う事業ということでいいのでしょうか。
16:24	事務局	全然違うものです。私からよろしいでしょうか。
16:24	会長	はい。お願いします。
16:24	事務局	公共下水道事業といたしましては行っている町が決まっておりまして、旧迫町の佐沼、
		中田町加賀野から県道沿い346の通り、豊里町の下水これが公共下水道、あとは東和町で
		すね錦織にあるのですけれど、その他はほとんど農業集落排水事業でございます。
16:25	会長	会計が全然違うんですね。
16:25	事務局	あと、登米町と津山町も公共下水道ですね。会計が全然違いますけれど、公共下水道は
		補助事業主体が国交省で、農集排というのは農林水産省、あと浄化槽というのは厚生省と
		いうことで、単に同じような事業をしているんですけれど事業母体が違うということで、
		していることは、すみません(浄化槽は)環境省でした、ほぼ一緒ということでこれまで
		一つの下水道課で行っております。
16:26	委員	最終的にこの審議会はどうなるのでしょうか。それをちょっとお聞きしたかったのです
		ĎŠ _ο
16:26	会長	来年度いっぱいでということになるのでしょうか。
16:26	事務局	今年度が任期で、来年度改選、2年任期なので。今考えているのは上水道事業運営審議
		会、下水道事業運営審議会2つありますが、今のところは別々で行きましょうということ
		で話はしてました。つまり、来年はまだ統合してませんから、31 年度は統合しておりま
		せんから当然そのままでいきますけれど、任期2年ありますので、統合後も1年はそのま
		ま別に上水道事業運営審議会、下水道事業運営審議会ということで行きたいなということ
		で話はしてました。まだそれは本決まりではないのですが、一応そういうふうな方向でい
		こうと下水とは話しておりました。
16:27	会長	はい。ありがとうございます。
16:27	事務局	そのあとで、一緒に上下水道事業運営審議会そちらのほうも統合させていかなければな
		と思います。
16:27	委員	もう一つの方は、上下水道審議会なんですかね。
16:27	事務局	統合後、上下水道部となって、1年後には任期2年ありますので、任期の改選にあわせ
		て上下水道、それをどういうふうに、いずれ一緒にしたほうがいいかなと思っていました
		けれど、上下水道事業運営審議会で。
16:28	委員	ただ建設部、下水道は建設部長が担当してますよね。今度は上下水道部となると、水道
		事業所長はいなくなるし、あくまで部長職になっちゃうでしょ。
16:29	事務局	そうですね。上下水道部長になります。
16:29	委員	新設になっちゃいますよね。ただスペース的に、下水道でもすごく計算してやっていた

		けれども、間に合うんですかね。
16:29	事務局	そうですね。今の中田庁舎の2階の産経部のような、あれくらいのスペース間になって
		しまうかもしれないですけれど、収まるようになります。
16:29	委員	こちらにあるお客様センターは移動しちゃうの。
16:30	事務局	お客様センターもそのまま。その辺がちょっとこの中に置くのか、ちょっとはみ出すの
		かその辺はまだちょっと未定ですけれど、一応1階にみんな置こうということで話はして
		おります。
16:30	委員	非常にきついですという話でしたけど。
16:30	事務局	きついはきついですけれど、所長前のスペースもありますし、あの辺を活用すればなん
		とか。あと打ち合わせについては2階結構空いていますので、それを使えばなんとか運営
		できるかと。
16:30	委員	なるほどね。
16:30	会長	その他ご意見などありますか。
16:31	事務局	先ほどのお話の件ですが、値上げの計画もありますけれど、水道は水道で経営戦略で
		34,35年あたりを目処にと考えていましたけれど、下水については実際どれくらいの損益
		とかまだ分からないので、その辺についてはでき次第、やはりその経営状態が実際分から
		ないので。
16:31	会長	その企業会計は、平成32年度からという話なんですけれど、例えば平成31年度くらい
		から試験的に会計の何か書類を作るということにはなりますよね。
16:32	事務局	我々水道サイドで要請していたのは、できるだけ早く財務諸表を作ってくださいねとい
		うことは話してはいたんですけれど。できれは 30 年度、今年の分のものを早めに作って
		くださいねという要請は。来年度の9月頃にはできるということなので。もっと早く欲し
		いのですが、なかなか厳しいようです。
16:32	会長	頭の抱えるような書類でなければいいのですけれど。
16:33	事務局	その辺のところを見極めないと、このままではもたないと思いますけれど、どれくらい
		もたないものなのか分からないので。
16:33	会長	平成 32 年度最初の一年が、下水道のほうの運営審議会で議論されると思うんですが、
		そこでの議論がすごく大事なスタート地点になると思うんですよ。そのあと統合されたと
		きにちゃんとその考え方とかが引き継がれるような、議論の根拠になったデータの整理と
		か早い段階でやっていたほうが、非常に議論しやすいと思うので、ぜひそれは早く進めて
		くださいというお願いですね。
16:33	事務局	それは我々も思っているところです。
16:34	会長	運営審議会からも注文がでましたと一言お伝えいただければなといいと思います。ぜひ
		お願いしたいと思います。
		では、よろしいでしょうか。何かご質問ご意見よろしいですか。ありがとうございます。
		それでは、これはこのまま閉じさせていただいてよろしいのでしょうか。
16:34	事務局	答申という形でいただきたいので。
16:34	会長	予算のほうの答申と、上下水道部の話もということで、案をご提示いただきたいと思い
		ます。その間、5分ほどで大丈夫でしょうか。その間だけ休憩を暫時させていただきます。
16:40	会長	それでは再開いたします。読み上げますので、お気づきのあった点はご指摘ください。
		平成31年1月21日、登米市水道事業管理者 登米市長 熊谷盛廣様 登米市上水道事
		業運営審議会 会長 山田一裕 答申書 平成29年8月2日付け登水管第606号で諮
		問のありましたことについて、下記のとおり答申します。
		記
		1 登米市水道事業の主要事業並びに予算等について
		平成31年度登米市水道事業の主要事業並びに予算案について妥当と判断する。
		ただし、財政計画に基づいた健全経営に努められたい。

1		
		2 登米市水道事業の課題【上下水道事業の統合】について
		下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、公営企業運営のノウハウをもった水道事業
		との統合は有意義であり、市民サービスの向上及び事業の迅速化等からも上下水道事業
		の統合は妥当と判断する。
		ただし、統合により水道需要家の不利益が生じることのないよう十分留意されたい。
		ということです。案がでましたが、いかがでしょうか。訂正の部分は努めの部分で削除い
		たします。それ以外でどうですかね。細かいことをいれる必要はないんですよね。統合に
		よる水道事業が不利益というのは、何か想定されるものがあるんですか。一応水道事業の
		運営審議会なので、水道のサービスを受ける市民の方々の利益を守るということが最大だ
		ということを示していると、文言としてそういうことですよね。いかがでしょうか委員の
		みなさま。
16:46	委員	よろしいです。
16:47	会長	よろしいですね。では努めの部分の訂正をもって案を答申書にしてください。よろしく
		お願いいたします。
		それでは本日の日程は全て終了いたしましたので、これで審議を閉じたいと思います。
		会議のスムーズな運営並びに多少時間が過ぎてしまいましたが、申し訳ございませんでし
		た。ご協力いただきまして誠にありがとうございした。以上で終了いたします。
16:47	事務局	以上をもちまして、第2回登米市上水道事業運営審議会を閉会させていただきます。本
		日は長時間にわたりありがとうございました。